

## 宿泊補助券の注意事項等

- 補助券発行後の利用回数の変更はできません。  
(未使用の補助券を支部に返戻しても利用回数は元に戻せません。)
- 補助券を発行後、印字されている施設名の修正はできませんので、必ず確認してください。
- 補助対象者は、組合員及び被扶養者（小学生以上）となります。（任意継続組合員は対象外）
- 補助券は、1人1泊につき1枚となります。
- 利用当日、補助券の提出及び組合員証（被扶養者証）の提示ができない場合、補助を受けられません。
- 有効期限を過ぎた補助券及び支部長印による訂正のない補助券は無効です。  
(利用日の属する年度に補助申請（入力）をしてください。)
- 以下1～5の不正使用が発覚した場合、補助した金額をすみやかに返金いただくとともに、当該年度について補助券の発行をとりやめます。
  1. 補助券の補助対象者以外への譲渡や偽造、改変等、補助券を不正に使用した場合
  2. 組合員証（被扶養者証含む。）を他人に貸す等、組合員証等を不正に利用した場合
  3. 利用当日に宿泊利用補助の対象要件を満たさず、補助を受けた場合
  4. 公務出張に伴う宿泊に利用した場合
  5. 補助券のコピー又は再発行により、補助回数を超えた利用をした場合
- 被扶養者の不正使用が発覚した場合、組合員本人も罰則の対象となります。
- 当支部の宿泊補助券と大阪府教職員互助組合等が発行する補助券の同日使用はできません。
- 旅行代理店を通じ、クーポン等を利用される場合、補助券は使用できません。
- 大阪支部で発券した補助券と組合員専用ページを用いて発行する補助券の同日使用はできません。